

## 「農地バンク」とは

○農地バンクとは福島県農業振興公社の愛称です。

○農地を貸したい方から農地バンクが農地を借り入れ、まとまりのある面積で長期間貸付ます。

### 出し手のメリット

- ◆安心して農地を貸し出せます。
- ◆「経営転換金」が交付されます。
- ◆農業者年金の加算付年金を受け入れられます。
- ◆贈与税・相続税・不動産所得猶予が継続します。
- ◆固定資産税の軽減措置が受けられます。

### 受けてのメリット

- ◆長期期間の安定した借入が可能になります。
- ◆農地の集約化より経営が安定します。
- ◆多くの出してとの契約でも、賃貸料の精算は農地バンク行うので事務が軽減されます。

### 地域のメリット

○農地バンクが貸し借りの仲立ちをし、賃貸料の徴収・支払いを行っていきます。

○公的機関の仲立ちにより、将来的に向けて地域の農地を守ることができます。

○地域計画により地域で集積に取り組んだ場合、預け入れた面積の割合に応じ地域集積協力金が交付されます。（一度限り）

### 例えば

○地域計画エリア 80ha のうち半分 40ha を農地バンクに預けた場合  
=50%の活用率となり交付単価（上乗せも含め）は、2.5万円/10a です。  
（地区に1,000万円）（※預入面積割合より、交付単価は変わります。）

### お問合せ・ご意見先

浪江町役場 農林水産課（農政係）

☎0240-34-0246

福島県農業振興公社（浪江町役場3階駐在）

☎0240-34-0246

浪江町農業委員会事務局

☎0246-23-5706



# 苧宿地区 「地域計画」だより

令和5年4月  
浪江町役場・農業委員会  
苧宿地区復興組合



3月24日、苧宿地区の代表者に対するアンケート回答報告、「地域計画」に関する意見交換が行われました。

参加者 苧宿地区5名、関係者 2名（浪江町役場、福島県農業振興公社（農地バ

避難生活が長期にわたる中、皆様にはいかがお過ごしでしょうか。

さて、令和5年度より、地域計画(従前の「人・農地プラン」)が本格化してきます。この制度は平成24年に「人・農地プラン」として全国的に展開されたものですが、この地区は平成23年に原子力被災により多くが避難したため、周知されていませんでした。この度、この制度が法制化され、「地域計画」と名称を変え、この地区にも「地域計画」の作成が求められることになりました。

今回、地区内のアンケートを拝見させて頂きましたが、多くが避難していることにより、農地の関心も次第に薄れつつあると実感しました。そして、将来の自身の農地、地区内の農地のあり方について地域で話あうことが必要ではないかと感じました。

このたび、既に集落営農を目指し、「ぐるみ事業」を取り込んでいる「ふれあいファーム」の松本組合長や地域で営農を営んでいる方を交え、今後の進め方について、意見交換しました。その内容を皆様にお送りしますので、今後の営農に向けてのご参考して頂きたいと思えます。

また、営農再開支援事業の期限が迫っている中、今後の地区内の営農事業に関する課題など意見交換を行いました。

地区内の総会は、コロナ禍の影響もあり、ここ数年は開催されていない中、地区内の農政の話合いが強く求まれています。今回の情報提供を踏まえ、今後の営農について皆さんと意見交換する場など考えていきたいと思えます。

よろしくお願いいたします。

苧宿復興組合長 佐藤孝男

### 「地域計画」とは（R5年度から施行）

高齢者に伴う担い手不足が全国的に課題です。この課題に対し、地域の皆さんが5年～10年後の地域の姿を話し合い「誰に農地を集約していくのか」などを地域の皆さんで決めていくのが「地域計画」です。今般、法制化されました。

#### ◎進め方

- ①農業者の年齢と後継者の有無等をアンケートで確認
- ②これを地図化し、5年～10年後に後継者がいない農地を図面に書き込み「見える化」
- ③これを元に地域の人を中心とした話し合いを重ね、5年～10年後の農地利用を担う農業者・経営体を決めていく。
- ④農業委員会は、地域の話合いをもとに目標地図として取りまとめます。
- ⑤目標地図に基づく、「地域計画」検討委員会に諮り、承認後は町のホームページで公表します。

## 苅宿地区の「令和4年度 作付実績」



■ 水田  
■ 畑

	区域内		R4作付		耕作率
	面積 (ha)	筆	面積 (ha)	筆	
水田	65	(514)	20	(170)	30%
畑	16	(201)	2	(19)	14%
合計	81	(715)	22	(189)	27%



## 主な意見・要望など

### ① アンケート未回答者に対する対応

アンケート未回答者のうち、5反以上の農地所有者 15名であるが、5名はふれあいファームのメンバーである。経営権の移転の確認等を佐藤組合長と調整のうえ、未回答アンケートの処置(架電確認など)を行う。

(15名の情報が入手できれば、アンケート回答者が所有する農地割合は、過半数を超える。) また、地権者の中には組合長も把握できていない方もいるので、農業委員などと連携し農地情報を整理しておく。(地図情報、所有者、連絡先など)

### ② 営農再開事業の期限にむけた対応

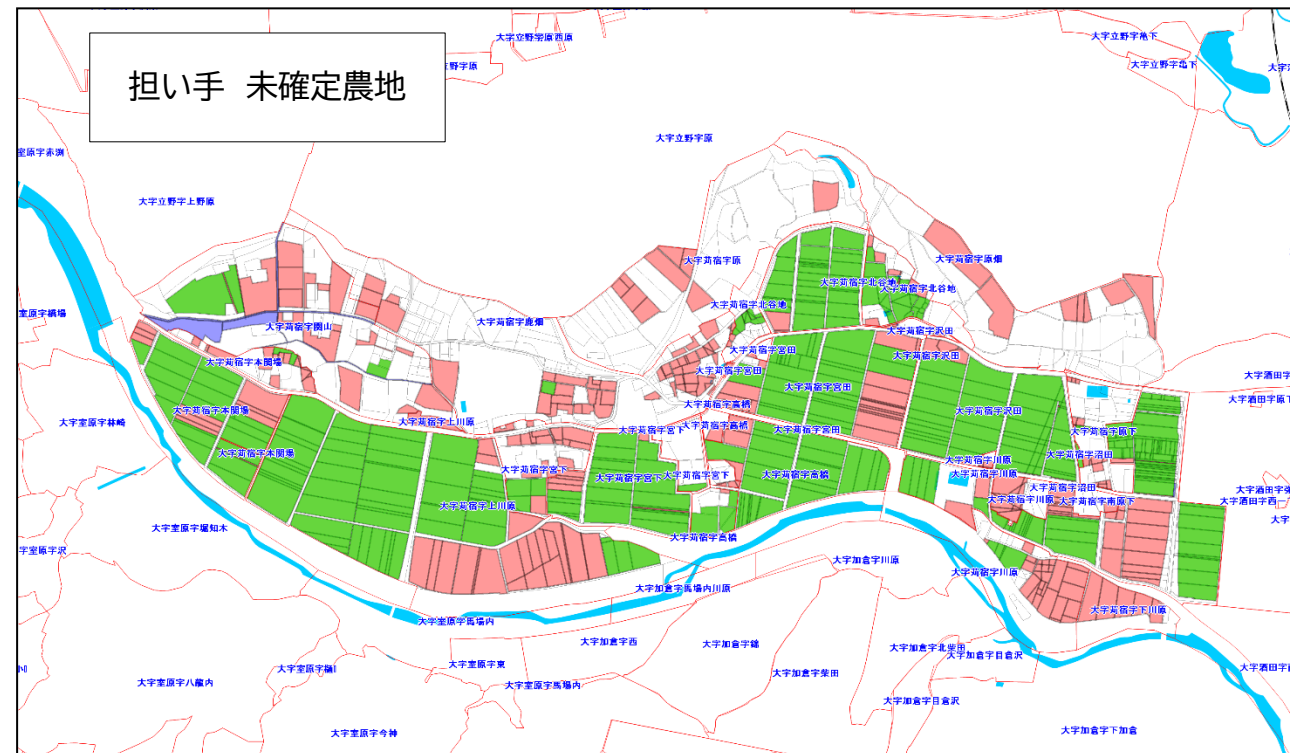
再開事業の期限も迫っているなか、所有する農地に対する当事者意識が希薄なことが、今後の農地の活用を検討する上での課題。ふれあいファームの発足目的は故郷を取り戻すことを主眼に結成された組織。長期的に全域の営農を行う組織ではない。従って、ふれあいファームが対応できない農地は、地権者が自身で耕作するか、第三者に耕作を委ねるかを判断していただく必要がある。今後、総会を開催し、今後の農地管理や地域農業のあり方などについて意見交換していく必要がある。

### ③ 総会の開催

「苅宿地区だより」にて今回の内容を発信する。(4月中)

総会は5月下旬の農作業が一段落した頃に予定する。(詳細は別途)

## 担い手 未確定農地



■ 担い手あり(耕作中)  
■ 担い手未確定

## ☆トピックス

先般(3/4)、苅宿公民館脇にある用水路ため池において、ビオトープ観察会が開催されました。

著名な講師4名が「苅宿の水辺の生き物 魚・カエル・貝など」差採取・観察しました。

### (講評)

・浪江町の苅宿地区は請戸川沿いに水田が広がり、林からは湧き水が流れる自然豊かな里山。たくさんの絶滅危惧種の生き物がいます。

(アカハライモリ、ニ、トウキョウダルマガエル、スナヤツメ、カワシンジュガイなど)

・震災以降、地域の農業をどう再生するか、各地で様々な取り組みが始まっています。地域の「景色」と「生き物」を上手に活用していくことも(地域再生)作戦のひとつです。

引き続き、地域の再生を目指し、環境保全活動に取り組んでいきます。

(苅宿ふれあいファーム 松本伸一)